

防災ラジオに関する有償譲渡委託契約書（案）

宇和島市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、甲が保有する譲渡用の防災ラジオについて、市民等が、防災ラジオの提供を受け、行政情報等を受信できるようにするため、防災ラジオの増設を希望する市民や事業所に対して、これらに整備にかかった経費の一部の負担を求める業務及び防災ラジオ取扱業務等（以下「販売業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（委託業務範囲）

- 第 1 条 宇和島市において、甲が指定する販売業務を乙に委託し、乙は、契約書記載の委託業務を履行するものとする。
- 2 防災ラジオは、乙が甲から預かるものとし、市民等に防災ラジオに係る負担金と引き換えに引き渡すものとする。

（防災ラジオの受渡）

- 第 2 条 防災ラジオは、甲が指定する日時・場所において、甲乙協議の上取り決めた数量の受渡を行うものとする。

（瑕疵担保責任）

- 第 3 条 乙が防災ラジオ受領後、隠れた瑕疵を発見した場合には、乙は、その旨を遅滞なく甲に通知し、協議のうえ解決するものとする。

（負担金の額）

- 第 4 条 乙は、第 1 条の規定により取り扱う防災ラジオの種類及び負担金は、下表により取り扱うこととする。

種別	区分	単位	金額（税込）
宇和島	一般	1 台につき	3,000 円
吉田	一般	1 台につき	3,000 円
	JA	1 台につき	3,000 円
津島	一般	1 台につき	3,000 円
	JA	1 台につき	3,000 円
三間	一般	1 台につき	3,000 円
	JA	1 台につき	3,000 円

- 2 負担金は明確に表示し、減額又は免除は甲が認めた場合以外行ってはならない。

(負担金納付の責務)

- 第 5 条 乙は、市民等に防災ラジオに係る負担金と引き換えに引き渡し完了した後、防災ラジオに係る負担金より防災ラジオ 1 台当たり 300 円の委託手数料（消費税及び地方消費税を含む）を差し引き、甲が指定した様式により差し引き後の負担金を納付するものとする。
- 2 乙から甲への負担金の支払については、毎月末日締切、翌月 20 日支払（当該日が金融機関の休業日となる場合は翌営業日）とする。

(販売業務)

- 第 6 条 乙は、販売業務において購入者から申請書を受領しなければならない。
- 2 乙は、販売業務において、甲が指定する防災ラジオの取り扱い方法を説明しなければならない。

(報告及び調査)

- 第 7 条 乙は、前条の申請書及び甲の求める報告書・その他の書類を、指定した様式及び期日までに、遅滞なく提出しなければならない。
- 2 甲は、乙に対し必要のあるときは甲の職員をして委託業務の処理について調査させることができる。

(施策協力の義務)

- 第 8 条 乙は、甲の求めに応じ施策の推進に協力しなければならない。また、必要があるときは、甲が行う市民への広報活動等に協力しなければならない。

(契約期間)

- 第 9 条 契約期間は、契約締結日からその属する会計年度の 3 月 31 日までとする。ただし、契約期間満了前 10 日までに当事者の一方から、この契約の解約の申し込みをしないときには、同一条件をもってこの契約を次の 1 年間更新したものとみなし、それ以後もまた同様とする。

(再委託の禁止)

- 第 10 条 乙は、甲から委託された契約業務の一部又は全部を、他に委託してはならない。

(秘密厳守)

- 第 11 条 乙は、契約業務によって知り得た情報、内容を他に漏らしてはならない。

(契約の解除)

第 12 条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 本契約の各条項に違反した場合。
 - (2) 甲の定める契約資格要件を満たさなくなった場合。
 - (3) 期間途中において本契約の意義が失われた場合。
- 2 契約者が死亡した場合は、債権及び債務の引継ぎを受け、かつ甲が認めた場合に限り本契約の債務及び権利を、相続者等に継承することができる。
- 3 甲及び乙は、この契約が解除されたときは、その残務が終了するまで、この契約の責務を負うものとする。

(受託者等変更の届出)

第 13 条 乙は、契約者の記載事項を変更するときは、速やかに甲に届出をしなければならない。

(賠償義務)

第 14 条 乙は善良な管理者の注意を怠ったことにより、甲又は市民に損害を与えたときは、賠償の責に任じなければならない。

(信義・誠実の義務)

第 15 条 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

(契約の定めのない事項)

第 16 条 この契約書に定めのない事項については、甲乙双方協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)